

「今村証券約款・規定集」新旧対照表

2026 年 9 月
(下線部分変更)

新	旧
今村証券総合取引約款 第 2 章 有価証券の保護預り取引 <u>22. 取引の制限</u> 下記 112. の規定は、本章においてこれを準用します。 <u>23. 債務不履行時の措置</u> 下記 113. の規定は、本章においてこれを準用します。 第 3 章 振替決済取引 <u>60. 取引の制限</u> 下記 112. の規定は、本章においてこれを準用します。 <u>61. 債務不履行時の措置</u> 下記 113. の規定は、本章においてこれを準用します。 第 5 章 国内外貨建債券取引 <u>87. 取引の制限</u> 下記 112. の規定は、本章においてこれを準用します。 <u>88. 債務不履行時の措置</u> 下記 113. の規定は、本章においてこれを準用します。 第 6 章 証券総合サービスの利用 <u>97. 取引の制限</u> 下記 112. の規定は、本章においてこれを準用します。 第 8 章 雑則 <u>112. 取引の制限</u> 当社は、以下の場合においてお客様に通知することなく取引を制限することができるものとします。 ① 当社からの郵送物の返戻以降、12 か月以上対応がないとき。 ② 未成年のお客様本人が成人する前に実施する「顧客属性」の確認に対してお客様本人から「顧客属性」の届出がなかったとき。 ③ 犯罪収益移転防止法の規定に基づく定期的な顧客属性の確認（ローリング・レビュー）に対しお客様の協力が得られないとき。 ④ その他、取引を継続することが困難と当社が相当な事由を持って判断したとき。 <u>113. 債務不履行時の措置</u> (1) 当社は、お客様の債務履行の重大な遅延又は債務不履行によって当社に損害が発生した場合は、以下に掲げる措置の一部又は全部を取ることができるものとします。 ① お客様からお預りしている金銭を不足金に充当する ② お客様が保有する MRF より不足金に相当するものを換金して充当する ③ お客様へのサービス提供を停止する なお、①及び②の措置によっても買付代金の不足金又は売付有価証券のお預りに不足分がある場合、お客様には不足金をお支払又は不足分をお引渡しいただきます。この場合、当社は、当該売買契約を任意に解除する措置、お客様の計算において反対売買をする措置、お客様の保護預り証券等を売却しその売却代金を不足金又は不足分の買付けに必要な金額の支払に充当する措置のいずれの措置をとることもできるものとします。 (2) 当社が定める各種約款、規定、取引ルールその他の契約条項（以下「諸規定等」といいます。）におい	今村証券総合取引約款 第 2 章 有価証券の保護預り取引 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
て、お客様の債務履行の遅延又は債務不履行に対する措置について明示の定めがない場合は、これを準用するものとします。ただし、諸規定等の趣旨に照らして準用が適当でないと当社が判断する場合は、この限りではありません。 120. 免責事項 当社は、次の事項により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。 ①～⑪（現行どおり） ⑫ お客様の債務不履行等その他当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害。 121. 報告・連絡に関する取扱い (1) お客様対応の正確さとサービス向上、取引内容等を明確にするため、お客様との通話を録音することがあります。 (2) お客様宛て、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。 外国証券取引口座約款 第4章 雑則 第30条（免責事項） 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。 (1)～(4)（現行どおり） (5) お客様の債務不履行等その他当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害。 附 則令8.9.1) 1 第30条第1項第5号の追加については、2026年9月1日より施行する。 投資信託積立取引取扱規定 （規定の趣旨） 第1条 この規定は、お客様（以下「申込者」といいます。）と今村証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する投資信託の定時定額購入サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取決めです。 2 この規定に別段の定めのない事項については、投資信託にかかる目論見書等及び今村証券約款・規定集、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款、その他当社の他の約款の規定により取扱うものとします。 （買付銘柄の選定） 第2条 本サービスによって買付けできる投資信託は、当社が選定する投資信託（以下「選定投資信託」といいます。）とします。なお、申込者が非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）で買付けできる選定投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。 2 申込者は、選定投資信託の中から買付けを行う投資信託を指定するもの（以下「指定投資信託」といいます。）とします。 （払込方法） 第3条 申込者の指定する金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）口座から、当社の指定した収納代行業者による引落としにより払い込む方法によります。 2 お引落とし日は毎月27日（申込者の指定する金融機	111. 免責事項 当社は、次の事項により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。 ①～⑪（省 略） （新 設） 112. 通知の効力 （新 設） （省 略） 外国証券取引口座約款 第4章 雑則 第30条（免責事項） 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。 (1)～(4)（省 略） （新 設） （新 設） （新 設）

新	旧
関が休業日の場合は翌営業日) とします。 (申込方法) 第4条 申込者は、本サービスのご利用にあたっては、あらかじめ当社の総合取引口座及び必要に応じて非課税口座を開設されている必要があります。 2 申込者が本サービスにより買付けを行う場合は、指定投資信託毎の交付目論見書及び目論見書補完書面の内容をあらかじめよく理解していただく必要があるとともに、投資信託累積投資約款に従った契約を結んでいただくものとします。 (指定投資信託の買付け) 第5条 申込者は、毎月当社の定める日(以下「買付日」といいます。)に、買付金額が1銘柄毎に1万円以上1千円単位で、指定投資信託の買付けを行うこととします。ただし、申込者が特定非課税管理勘定(以下「成長投資枠」といいます。)での買付けを指定したときで、買付けにより租税特別措置法第37条の14第5項第6号ハに定める金額を超えることとなるとき、その全額を、特定口座を設定されているときは特定口座(未設定のときは一般口座)にて買付けることとします。なお、つみたて投資枠での買付けを指定したときは、租税特別措置法第37条の14第5項第6号イに定める金額を超えることとなるような買付金額の指定はできないものとします。 2 当社は申込者の指定に従い、買付日に当該指定投資信託の買付けを行うこととします。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該買付日については指定投資信託の買付けは行わないものとします。 (1) 指定金融機関口座の残金が引落時点で買付金の合計に満たなかったとき (2) 指定金融機関での引落請求が金融機関により拒否されたとき 3 申込者は、年に2回まで積み増し月を設定できるものとします。 (果実の再投資及び返還) 第6条 指定投資信託の果実の再投資及び返還については、指定投資信託毎の交付目論見書及び目論見書補完書面に従うものとします。 (取引及び残高の通知) 第7条 当社は、本サービスによる取引及び残高の通知を取引残高報告書により行います。 (申込内容の変更) 第8条 申込者は、所定の手続きに従って、本サービスの申込内容の変更を行うことができるものとします。 (選定投資信託の除外) 第9条 当社は、選定投資信託が次のいずれかに該当したとき、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外できるものとします。なお、このとき、当社は当該投資信託の申込者に遅滞なく当該選定投資信託を除外することを通知するものとします。 (1) 選定投資信託が償還されることとなったとき (2) その他当社が必要と認めるとき (解 約) 第10条 本サービスは次のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 (1) 申込者が当社所定の手続により、本サービスの解約を申し出たとき (2) 事由のいかんを問わず申込者の総合取引口座が解約されたとき (3) 当社が本サービスの解約を申し出たとき (4) 当社が本サービスを営むことができなくなったとき (5) 申込者の指定投資信託が前条第1項第1号の規定に従い選定投資信託から除外されたことにより、指定投資信託がすべてなくなったとき (6) 指定金融機関口座から、原則として3回連続で引落しができなかったとき (7) 申込者の都合により、取引制限となったとき (その他)	

新	旧
第11条 第7条及び第9条の規定に従い、申込者に対し当社よりなされた諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかったときにおいては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。 2 次のいずれかに該当したとき、申込者はこれを承諾し、当社に異議を申し出ないものとします。 (1) 当社が選定投資信託の全部又は一部の取扱いを終了したとき (2) 指定金融機関が口座振替サービスを終了したとき (3) 当社の収納代行業者が収納代行業務を終了したとき (4) 当社が指定金融機関の口座振替サービスの取扱いを終了したとき (5) 当社が本規定上のサービスの全部又は一部を終了したとき 3 当社、収納代行業者又は指定金融機関は、当社、収納代行業者又は指定金融機関の故意又は重大な過失なくして申込者又は第三者に生じた損害について、その責を負いません。 (規定の変更) 第12条 本規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。 (合意管轄) 第13条 この規定に関する申込者と当社との間で生ずるすべての訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。 以上 (2026.09) 附 則 (令8.9.1) この改正は、令和8年9月1日より施行する。	